



監督署からのお知らせ (2021年4月)

石巻労働基準監督署
令和3年4月14日

〈安心して安全・健康に働くことができる環境整備を進めましょう〉

《4月からの新体制もよろしくお祈いします》

震災から10年が経過し、県内の三陸道全通など明るいニュースが届く一方、多くの企業が震災の影響から厳しい経営状況にあるとともに、コロナ禍により先行きは依然として不透明な状況にあります。また、時間外労働の上限規制・同一労働同一賃金など働き方改革の取組を進めていくことのほか、労働災害防止対策の充実・強化も重要です。石巻労働基準監督署では、職員が一丸となり、労使の皆さま、地域の皆さまの期待と信頼に応えてまいります。引き続き、当署の取組にご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

石巻労働基準監督署長 西村 秀樹

《労働発生状況》

令和2年～3年の冬は降雪・積雪が多く、転倒災害が急増しました。「STOP! 転倒災害プロジェクト」を参考に転倒災害防止に取り組みましょう。また、高齢労働者の労働災害が年々増加しています。「エイジフレンドリーガイドライン」、エイジフレンドリー補助金の利用により、積極的な取組をお願いします。



＜ 石巻労働基準監督署管内の労働災害発生状況（令和3年3月末時点） ＞

項目	令和元年確定値		令和2年1～12月		令和元年1～12月		前年同月比		令和3年1～3月		令和2年1～3月		前年同月比	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
全業種	364	5	362	3	364	5	-2	-2	93	0	76	1	17	-1
製造業	110	0	100	2	110	0	-10	2	22	0	18	1	4	-1
うち食品製造業	63	0	52	2	63	0	-11	2	16	0	12	1	4	-1
うち水産食品	49	0	46	2	49	0	-3	2	13	0	11	1	2	-1
建設業	88	3	76	0	88	3	-12	-3	15	0	19	0	-4	0
土木工事業	31	2	38	0	31	2	7	-2	9	0	10	0	-1	0
建築工事業	42	1	30	0	42	1	-12	-1	4	0	5	0	-1	0
その他の建設業	15	0	8	0	15	0	-7	0	2	0	4	0	-2	0
陸上貨物運送事業	30	1	27	1	30	1	-3	0	10	0	6	0	4	0
商業	38	0	43	0	38	0	5	0	18	0	6	0	12	0
うち小売業	29	0	38	0	29	0	9	0	14	0	6	0	8	0
保健衛生業	32	0	38	0	32	0	6	0	5	0	8	0	-3	0
うち社会福祉施設	31	0	34	0	31	0	3	0	3	0	7	0	-4	0
上記以外の業種	66	1	78	0	66	1	12	-1	23	0	19	0	4	0

《職場における新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しましょう！》

新型コロナウイルス感染症は、感染力が高く、重篤な症状となることも多いことから、感染しない、感染させないことが最も重要です。一度職場内で感染が拡大すると、そこで働いている方だけでなく、その家族の方にも感染が拡大するなど大きな影響が生じることとなります。

そのため、①テレワーク・時差出勤などの推進、②体調不良者が気兼ねなく休めるルール設定、実行できる雰囲気づくり、③従業員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など密にならない工夫、④休憩所、更衣室など「場の切り替わり」、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけ、⑤手洗いや手指消毒、咳エチケット、共用場所・機器の消毒など基本的対策の履行 といった5つのポイントの取組をお願いします。万全な感染防止対策を徹底し、感染予防・健康確保に努めましょう。詳細はこちらをご覧ください。

QRコードからもご覧可能です。以下同じ



○[職場における新型コロナウイルス感染症防止対策 GH | 宮城労働局 \(mhlw.go.jp\)](#)

○[職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト](#)

《36 協定届が新しくなりました》

4 月から 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定届）の様式が新しくなり、押印・署名が不要となるとともに、労働者代表の適正な選出に関するチェックボックスが新設されました。なお、36 協定届により労使協定書を兼ねる場合には、使用者、労働者代表ともに署名又は記名・押印が必要となりますので、ご注意ください。36 協定届の手続、労働時間制度、休暇制度など働き方改革に関するお問合せ・ご相談・説明会開催の希望などについては、当署労働時間相談・支援班までお願いします。詳細はこちらをご確認ください。

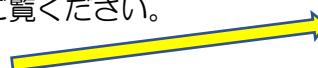
[2021 年 4 月から、36 協定届の様式が変わります | 宮城労働局 \(mhlw.go.jp\)](#)



《中小企業の皆さまにも同一労働・同一賃金が適用となりました》

令和 2 年 4 月から、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、大企業に適用されていましたが、この 4 月からは中小企業にも適用されました。この法律は、パートタイム・有期雇用労働者がその能力を發揮できる雇用環境を整備し、働きや貢献に応じた待遇を得る「公正な待遇の実現」を目指すもので、同法及び「同一労働同一賃金ガイドライン」などにより、正社員とパートタイム・有期雇用労働者・派遣労働者との間において、均衡待遇（不合理な待遇差の禁止）、均等待遇（差別的取扱いの禁止）が求められます。お問合せは、宮城労働局雇用環境・均等室（☎022-299-8844。なお、労働者派遣関係は需給事業調整事業課☎022-292-6071）又は宮城働き方改革推進支援センター（☎0120-97-8600）までお願いします。詳細はこちらをご覧ください。

[同一労働同一賃金特集ページ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)



《有害物による健康障害から守るためのルールが4月から変わりました》

この春から、有害物による健康障害から働く方を守るため様々な改正が行われています。関係する改正事項について確認し、適切な取組をお願いします。主な改正事項は次のとおりです。

- ① 建物等解体・改修工事での石綿ばく露防止 ⇒ 事前調査とその記録の3年間保存、保温材等除去工事の計画届の14日前までの届出、隔離解除前の資格者による取り残し確認、石綿含有仕上塗材のディスクグラインダー等による除去工事時の作業場隔離、石綿含有成形板等除去工事の切断・破砕等以外の方法の原則化、写真等による作業実施状況の記録とその3年間保存
- ② 金属アーク溶接等作業による溶接ヒューム、塩基性酸化マンガンのばく露防止 ⇒ 全体換気装置による換気等（屋内）、有効な呼吸用保護具着用（屋外）、特殊健康診断の実施
- ③ 電離放射線での眼の水晶体の被ばく限度見直し ⇒ 眼の水晶体の等価線量限度引下げ（1年 150mSv → 5年 100mSv かつ 1年 50mSv）、管理区域内での外部被ばくの線量測定・算定方法変更
- ④ 作業環境測定での個人サンプリング法導入 ⇒ 個人サンプリング法による場合の当該方法の登録作業環境測定機関への委託、作業環境測定士のうち一定の登録を受けた者による実施
- ⑤ すい道等建設工事における粉じん防止対策に関するガイドライン ⇒ 粉じん発生源への新工法・技術の採用の導入検討、換気装置等による換気強化、粉じん目標濃度レベルの引下げ、一定作業における粉じん濃度測定結果に応じた電動ファン付き呼吸要保護具使用、粉じん濃度等測定結果等の周知

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9：00～16：00）。
（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階（ハローワーク気仙沼と同じ建物） 電話：0226-25-6921）

[宮城労働局石巻署ページ](#) [宮城労働局メール](#)

